

射和

まちづくり協議会

設立総会議案書

目 次

総会次第		P1
議案第1号	令和2年度射和地区まちづくり協議会事業報告について	P2-P5
議案第2号	令和2年度射和地区まちづくり協議会収支決算報告について	P6
	(監査結果報告)	
議案第3号	射和地区まちづくり協議会廃止について	P7
議案第4号	射和公民館運営委員会・射和地区福祉会の廃止について	P8
議案第5号	射和まちづくり協議会会則 <input type="checkbox"/> について	P9-14
議案第6号	射和まちづくり協議会役員選任 <input type="checkbox"/> について	P15
議案第7号	令和3年度射和まちづくり協議会事業計画 <input type="checkbox"/> について	P16
議案第8号	令和3年度射和まちづくり協議会予算 <input type="checkbox"/> について	P17
資料	まちづくり計画書	
	射和まちづくり協議会代議員選出細則	P18
	射和まちづくり協議会組織図	P19
	射和まちづくり協議会代議員名簿	P20

総会次第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 出席者数報告
- 5 議長選出
- 6 議長あいさつ
- 7 書記・議事録署名者選出
- 8 議事
 - 議案第1号 令和2年度射和地区まちづくり経過報告・事業報告について
 - 議案第2号 令和2年度射和地区まちづくり協議会収支決算報告について
(監査結果報告)
 - 議案第3号 射和地区まちづくり協議会の廃止について
 - 議案第4号 射和公民館運営委員会・射和地区福社会解散について
 - 議案第5号 射和まちづくり協議会会則 について
 - 議案第6号 射和まちづくり協議会役員選任 について
 - 議案第7号 令和3年度射和まちづくり協議会事業計画 について
 - 議案第8号 令和3年度射和まちづくり協議会予算 について
- 9 議長退任
- 10 閉会のことば

議案第1号

令和2年度 射和地区まちづくり協議会 事業報告

日付	内容	場所	人数
4月30日	第1回松阪市住民自治協議会 設立準備委員会	産業振興センター	1名
5月15日	第2回松阪市住民自治協議会 設立準備委員会	産業振興センター	1名
5月29日	第3回松阪市住民自治協議会 設立準備委員会	産業振興センター	1名
6月26日	第4回松阪市住民自治協議会 設立準備委員会	産業振興センター	1名
7月10日	第6回松阪市住民自治協議会 設立準備委員会	産業振興センター	1名
	消防訓練依頼	防災センター	2名
7月17日	防災シンポジウム	コミュニティセンター	3名
7月30日	第7回松阪市住民自治協議会 設立準備委員会	産業振興センター	1名
8月9日	超高齢化社会研修会	松阪公民館	1名
9月7日	第8回松阪市住民自治協議会 設立準備委員会	橋西地区市民センター	3名
9月27日	第1回住民協議会事務局研修会	橋西地区市民センター	1名
9月28日	第10回松阪市住民自治協議会 設立準備委員会	産業振興センター	1名
10月1日	広報紙第15号「いざわのわ」の発行		
10月8日	第2回住民協議会活動 推進委員会	松阪市役所	1名
10月23日	住民協議会設立準備委員会	産業振興センター	1名
10月27日	第2回住民協議会事務局員研修	橋西地区市民センター	1名
11月13日	施設見学	地域交流センター	4名
11月16日	松阪市住民協議会会長会議	産業振興センター	1名
11月24日	住民協議会連合会設立に伴う ブロック会議	大石地区市民センター	4名
12月18日	第3回住民協議会事務局員研修	橋西地区市民センター	1名
2月19日	第4回住民協議会事務局員研修	橋西地区市民センター	1名
3月1日	広報紙第16号「いざわのわ」の発行		
3月26日	第3回住民協議会活動 推進委員会	橋西地区市民センター	1名
役員会			
5月13日	第1回役員会	射和地区市民センター	8名
6月12日	第2回役員会	射和地区市民センター	8名

7月 17日	第3回役員会	射和地区市民センター	8名
8月 21日	第4回役員会	射和地区市民センター	5名
9月 25日	第5回役員会	射和地区市民センター	8名
10月 30日	第6回役員会	射和地区市民センター	8名
11月 27日	第7回役員会	射和地区市民センター	7名
12月 15日	第1回役員・自治会長合同会議	射和地区市民センター	11名
1月 21日	第2回役員・自治会長合同会議	射和地区市民センター	11名
2月 19日	第3回役員・自治会長合同会議	射和地区市民センター	11名
2月 26日	第4回役員・自治会長合同会議	射和地区市民センター	11名
3月 19日	第5回役員・自治会長合同会議	射和地区市民センター	11名
4月 9日	第1回総会準備委員会	射和地区市民センター	9名
4月 30日	第2回総会準備委員会	射和地区市民センター	8名
5月 11日	第3回総会準備委員会	射和地区市民センター	11名

地域振興部会

6月 19日	部会の開催(合同部会)	射和地区市民センター	11名
7月 14日	第1回部会	射和地区市民センター	11名
9月 7日	第2回部会	射和地区市民センター	8名
9月 28日	第1回ダンボールコンポスト 研修会	射和地区市民センター	8名
10月 26日	第2回ダンボールコンポスト 研修会	射和地区市民センター	8名
11月 21日	児童俳句展 準備	射和小学校図書館	6名
12月 23日	児童俳句展 表彰式	射和小学校体育館	2名

健康福祉部会

6月 19日	部会の開催(合同部会)	射和地区市民センター	10名
7月 14日	第1回部会	射和地区市民センター	9名
8月 4日	第2回部会	射和地区市民センター	8名
9月 16日	第3回部会	射和地区市民センター	8名
11月 11日	第4回部会	射和地区市民センター	8名
1月 21日	第5回部会	射和地区市民センター	8名

<敬老事業・配食サービス等>

9月 18日	敬老の日 記念品の進呈		147名
10月 29日	ふれあい訪問		252名
11月 27日	ふれあい配食		75名
3月 3日	ふれあい配食		88名

<健康増進活動>

9月 16日	健康講座 正しく手洗い・マスクは きっちり	射和地区市民センター	7名
11月 13日	施設見学会(社協バス)	地域交流センター	12名
2月 12日	健康講座 笑いヨガ (コロナウィルス感染予防 のため中止)	射和地区市民センター	

環境安全防災部会

6月 19日	部会の開催(合同部会)	射和地区市民センター	5名
9月 11日	第1回部会	射和地区市民センター	9名
11月 13日	第2回部会	射和地区市民センター	6名
1月 23日	防災訓練 (コロナウィルス感染予防 のため中止)	射和小学校校庭	
2月 5日	防犯講座 安心・安全なまちづくり (コロナウィルス感染予防 のため中止)	射和地区市民センター	

教育文化部会

6月 19日	部会の開催(合同部会)	射和地区市民センター	9名
<地区公民館活動の推進>			
10月 14日	大淀三千風史跡めぐり散策 史跡散策ウォーキング (射和公民館歩こう会共催)	射和地区市民センター発	22名
10月 24日	地区体育祭 (コロナウィルス感染予防 のため中止)	射和小学校校庭	

生きがい学級(6月～12月)

参加登録者数 36名

(敬称略)

実施日・開催開始時間	講座内容	講師
7月16日 午前10時～	開講式 講話 「松阪地区の山城」	山城愛好家 渡邊 理
8月20日 午前10時～	講話 「素敵に齢をとる 植物とこれからの社会」	元 三重中京大学 短期大学部 教授 杉田 勝雄
9月17日 午前10時～	映像・講話 「高齢者のための交通安全教室」	松阪市地域安全 対策課
10月15日 午前10時～	講話 「俳人 大淀三千風について」 「やさしい俳句について」	射和昔を語る会 濱 博之 初桜会 丘 朋女
11月26日 午前10時～	講話 「松電の思い出」	松阪市文化財 保護委員会 会長代理 門 暉代司
12月17日 午前10時～	閉講式 講話 「がんばらないで長生き」	元 小学校校長 谷口 照男

議案第2号

令和2年度 射和地区まちづくり協議会 収支決算書

収入

(単位 円)

項目	予算額	決算額	増減	摘要
繰越金	104,213	104,213	0	前年度繰越金
活動交付金	1,747,000	1,747,000	0	市 活動交付金 1,670,000円 ふるさと応援寄附金 77,000円
敬老事業特別交付金	371,000	371,000	0	市 特別交付金
助成金	150,000	150,000	0	射和地区自治会連合100,000円 社会福祉協議会体育祭助成金50,000円
雑収入	1	8	7	預金利息 8円
合計	2,372,214	2,372,221	7	

支出

項目	予算額	決算額	増減	摘要
事務費	1,142,000	1,009,248	132,752	
		607,555		人件費
		149,937		事務用品等購入費
		136,080		コピー機リース代
		115,676		広報紙の発行
会議費	20,000	14,918	5,082	
		14,918		会議諸経費
地域振興部会活動費	110,000	150,289	△ 40,289	
		0		地域計画書推進諸経費
		21,100		講師謝礼
		0		直売所諸経費
健康福祉部会活動費	429,000	409,776	19,224	
		0		健康体操講師謝礼等
		0		健康講演会講師謝礼等諸経費
		0		ふれあい訪問(12月)諸経費
		26,896		ふれあい配食諸経費
		0		認知症予防等講師謝礼
環境・安全防災部会活動費	353,000	399,960	△ 46,960	
		330,000		防犯灯設置補助費
		0		掲示板設置補助費
		69,960		防災訓練実施諸経費
		0		緊急連絡体制整備諸経費
教育文化部会活動費	311,000	266,856	44,144	
		87,277		傷害保険料
		74,174		地区体育祭諸経費
		18,632		文化祭諸経費
		0		芸能大会諸経費
		34,485		ビーチボールバレー大会諸経費
		17,288		生きがい学級
		28,144		歩こう会
		0		PTA関係環境整備費
		6,856		歴史文化の継承に係る諸経費
予備費	7,214	0	7,214	
		0		
合計	2,372,214	2,251,047	121,169	

収入 2,372,221円 - 支出 2,251,047円 = 121,174円 次年度へ繰越

監査の結果、証拠書類・帳簿とも整理され正確であることを認めます。

令和3年3月31日

監査委員

表正
濱博之

監査委員



議案第3号

射和地区まちづくり協議会廃止について

【 説 明 】

松阪市地域づくり組織条例が制定（令和3年4月1日から施行）されたのに基づいて、これまで各地域においては、地域課題の解決に向けての活動が自主的に行われてきました。

私たちは、しっかりと課題に向き合い、互いを尊重し合い、理解と信頼のもとで協力して、解決に向けた取り組みを進めるため、地域と松阪市の役割を明らかにし、住民自治の発展と、誰もが安心して心豊かに暮らせる未来を目指し、ここに条例が制定されました。

条例制定に伴い、これまでおおむね小学校区の範囲で活動していた各組織や団体が住民自治協議会組織を構成（管内のまちづくり協議会・自治会連合会・公民館・福祉会等）が一本化し、協働して地域づくりに取り組むため、新たな組織を立ち上げて活動を展開しようとするものである。

議案第4号

公民館運営委員会・福祉会の廃止について

【 説 明 】

松阪市地域づくり組織条例が制定されたのに基づいて、議案第3号と同様に管内で組織する団体が一本化し、協働して地域づくりに取り組むため、新たな組織を立ち上げて活動を展開しようとするものである。

よって、射和地区公民館運営委員会と射和地区福祉会を廃止しようとするものである。

1. 射和まちづくり協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、射和まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の歴史・伝統と文化等の特性を活かして自律的にまちづくりを行い、持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、御麻生菌町上区、御麻生菌町本郷、庄町、阿波曾町、射和町、中万町、中万団地、八太町、上蛸路町、下蛸路町の範囲（以下「射和地区」という。）とする。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、松阪市射和町586番地3 射和地区市民センターに置く。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 基本協定に関する業務
- (2) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (3) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (4) 環境美化、環境保全等に関する事業
- (5) 住環境整備に関する事業
- (6) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (7) 産業振興等に関する事業
- (8) 生涯学習など公民館活動に関する事業
- (9) 地区住民の交流又は連帯づくりに関する事業
- (10) 地区の団体育成に関する事業
- (11) 地域計画の策定に関する事業
- (12) その他地域づくりに関する事業

(構成)

第6条 協議会の構成員は、射和地区に居住する住民及び射和地区で活動する自治会をはじめ各種団体等とする。

(組織)

第7条 協議会は、総会、役員会、運営委員会及び部会をもって構成する。

2 協議会に事務局を置く。

3 協議会に監事を置く。

第2章 役員

(役員の種類)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名(会長は、自治会長及び自治会長経験者の中から選出する。)

(2) 副会長 3名以内

(3) 会計 1名

(4) 監事 2名

(5) 事務局長 1名(事務局長は、原則として射和公民館長が兼務する。)

2 役員については、前項に基づき運営委員会において運営委員会委員等から選出する。

3 必要に応じて、協議会に相談役及び顧問を置くことができる。

(役員の設定)

第9条 協議会の役員は、総会に諮り決定する。

(役員の職務)

第10条 協議会の役員は、次の職務にあたる。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 事務局長は、協議会の運営及び活動に伴う事務や記録を行う。

(4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

(5) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員任期)

第11条 協議会の役員任期は1年とし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会の種類)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は、40名以内とする。

(総会の開催)

第14条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 運営委員の過半数が必要と認めたとき

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第16条 総会は代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面議決)

第19条 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法により、これを決することができる。

(総会の審議事項)

第20条 総会は、次の事項を審議し決定をする。

(1) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。

(2) 規約の改廃の決定に関すること。

(3) 地域計画の策定に関すること。

(4) 役員決定に関すること。

(5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第 21 条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

第 4 章 役員会

(役員会の構成)

第 22 条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の招集と議長)

第 23 条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の審議事項)

第 24 条 役員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 5 章 その他の会議

(運営委員会の構成)

第 25 条 運営委員会は、役員、部会長、各部会より選出された者、各地区の自治会長で構成する。

2 運営委員会の長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の招集と議長)

第 26 条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会の議長は、副会長がこれにあたる。

(運営委員会の役割)

第 27 条 運営委員会は、次の事項を調整及び審議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関する事
- (2) 各部会の実績及び決算に関する事
- (3) その他協議会又は部会の運営に関する事

(部会の構成)

第28条 協議会に、次の部会を置く。また、部会は射和地区で活動する各種団体等及び構成員より選出された者で構成する。

- (1) 自治会部会
- (2) 地域振興部会
- (3) 健康福祉部会
- (4) 環境安全防災部会
- (5) 教育公民館部会

2 各部会の構成する者の中から各部会の部長・副部長を選出する。

(部会の役割)

第29条 部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を担う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関する事
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関する事
- (3) 自治会部会は、基本協定書の第2条第2項に関する事
- (4) その他部会運営等に関する事

第6章 会計及び監査

(経費)

第30条 協議会の経費は、市交付金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第31条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第32条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第33条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第7章 その他

(役員報酬)

第34条 協議会は、役員に対して報酬等を支給することができる。報酬については別に定めるものとする。

(委任)

第 35 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行の際現に廃止前の射和地区まちづくり協議会規約は、射和まちづくり協議会の総会の認定を受けるまでの間、当該規定による認定を受けたものとみなす。

(射和地区まちづくり協議会規約の廃止)

3 射和地区まちづくり協議会規約は、廃止する。

議案第6号

令和3年度 射和まちづくり協議会役員選任 について

射和まちづくり協議会規約第8条（役員の種別）に基づき、次のとおり役員を選任する。

射和まちづくり協議会 役員

役職名	氏名
会長	河合 憲一
副会長	角谷 信行
副会長	近田 茂
副会長	常保 平通
会計	大西 明憲
監事	濱 博之
監事	表 正
事務局長	正高 勝彦

顧問	大平 勇
顧問	磯田 康一
相談役	三井 征一
相談役	鈴木 潔

議案第7号

令和3年度 射和まちづくり協議会事業計画

1. 総会・会議

総会・・・・・・年 1回 研修会・会議・イベント等
役員会・・・・・・随時 広報活動など
運営委員会・・・・随時

2. 自治会部会

現地調査
行政からの連絡及び調整業務(広報等の行政が作成した広報物の配布、回覧業務等)
人選に伴う推薦依頼業務(統計調査員、民生委員・児童委員候補者の推薦等)
地域の状況調査と要望(地区内の環境整備の取りまとめ等)

3. 地域振興部会

地域づくり(まちづくり計画書)の推進
獣害対策
地域活動の活性化の検討
農業・商工業の活性化
みえ松阪マラソンの支援・応援

4. 健康福祉部会

地域住民の健康と福祉の増進
高齢者で一人暮らしの方へのふれあい訪問支援活動
地区福祉会活動の推進
敬老事業(敬老記念品贈呈事業等)
認知症予防等に係る調査研究

5. 環境・安全防災部会

地域住民の安全・安心なまちづくり
交通安全啓発活動
環境美化活動の推進
防災訓練(地域をあげた防災訓練の実施)
防災設備の点検
防犯パトロール

6. 教育・部会

公民館活動の推進
地区体育祭
歩こう会
ビーチボールバレー大会
公民館文化祭・芸能大会
生きがい学級
射和地区内の歴史文化の掘起し等に係る調査研究

議案第8号

令和3年度 射和まちづくり協議会 収支予算書

収入

(単位 円)

項目	本年度予算	摘要
繰越金	781,343	前年度繰越金(まち協121,174円、福社会223,669円、公民393,755円、公民館積立金42,745円)
活動交付金	2,062,000	市活動交付金(内ふるさと応援寄附金21,000円)
助成金	420,000	射和地区自治会連合会 100,000円 社会福祉協議会体育祭助成 50,000円 小地域福祉活動助成180,000円 小地域福祉活動団体助成90,000円
自治会事務委託料	95,000	現地調査費15,000円、健康福祉部会80,000円
分担金・負担金	500,000	自治会分担金(各戸負担金)
雑収入	1	預金利子
合計	3,858,344	

支出

項目	予算額	摘要
事務費	1,357,175	
	600,000	人件費
	506,000	事務用品等購入費・会議諸経費
	137,000	コピーリース料
	105,000	広報紙の発行等(いざわのわ 年2回発行)
	9,175	予備費
自治会部会費	15,000	
	15,000	現地調査費
地域振興部会活動費	110,000	
	40,000	「まちづくり計画」推進に係る諸経費・講師謝礼
	60,000	歴史文化のまち「いざわ」郷土を俳句のまちに
	10,000	直売所等実施に伴う関連諸経費
健康福祉部会活動費	663,000	
	28,000	健康体操・健康に関する講演会講師謝礼
	150,000	ふれあい配食諸経費
	60,000	ふれあい訪問諸経費
	10,000	認知症予防等に係る調査費用等
	9,000	ボランティア保険
	22,000	めだかっこ教室資材費
	90,000	福祉活動費
	294,000	敬老事業
環境・安全防災部会活動費	343,000	
	300,000	防犯灯設置補助費
	23,000	掲示板設置補助費
	10,000	防災訓練に係る諸経費
	10,000	緊急連絡体制の整備等に係る諸経費
教育公民館部会活動費	1,011,000	
	120,000	傷害保険料
	370,000	地区体育祭諸経費
	150,000	公民館文化祭・芸能大会諸経費
	170,000	ビーチボールバレー大会諸経費
	41,000	生きがい学級
	30,000	生活講座
	50,000	歩こう会
	30,000	グラウンドゴルフ
	20,000	PTA関係環境整備費
	30,000	歴史文化の調査に係る諸経費
予備費	359,169	
合計	3,858,344	

※支出予算額に過不足が生じた場合は、流用することができる。

『まちづくり計画書』



伝統ある文化と自然環境に恵まれた特色を生かした住みよいまちづくりを目指す

いざわ
射和地区まちづくり協議会

2020年年4月 改訂

< 目 次 >

第1章	はじめに	1
	1.1 射和地区の沿革	1
	1.2 協議会設立及び計画書策定の趣旨	1
第2章	射和地区の概要	2
	2.1 松阪市における射和地区の現況	2
	2.2 アンケート結果による射和地区住民の意識	2
第3章	射和地区を取り巻く現状と課題	3
	3.1 自然	3
	3.2 歴史・文化	3
	3.3 産業	3
	3.4 交通	3
	3.5 子育て・教育	3
	3.6 福祉	3
	3.7 安心安全	3
第4章	まちづくりのあり方	4
	4.1 まちづくりの目標	4
	4.2 まちづくりを支える5本の柱	4
	4.3 射和地区まちづくりの将来像（こんなまちになったらいい!!）	5
第5章	施策実施の具体的計画案	6
	5.1 自然	6
	5.2 歴史・文化	6
	5.3 産業	6
	5.4 交通	6
	5.5 子育て・教育	7
	5.6 福祉	7
	5.7 安心安全	7
	おわりにあたり	8
	(補足資料)	8~9

【資料編】

- ・ 射和地区地域づくりアンケート
- ・ アンケート結果（アンケート結果からみる射和地区の現状と人口推移）

第1章 はじめに

1.1 射和地区の沿革

松阪市射和地区は、櫛田川の下流左岸に位置し、伊勢自動車道とJR紀勢本線との間の区域にあります。

その射和地区に近い多気郡多気町丹生は古代から日本最大の水銀産地として栄えていました。

中世に入り丹生産の丹砂(水銀鉱石)を加工して造る軽粉製造業がこの地区で盛んとなり、それらを全国に広め伊勢白粉として重用されました。

名産の軽粉や木綿を扱う射和商人は、江戸時代初期から江戸や京都・大坂に店を出し成功をおさめました。それが松阪商人の先駆けです。

今、豪商の邸宅の大部分は時代の流れと共に姿を消していきましたが、町並みを歩くと往時の繁栄を偲ぶ建物などが今なお残っています。

明治22年町村制の施行により、飯野郡射和村、御麻生菌村、庄村、阿波曾村の区域をもって発足。その後、飯南郡に変更されました。

明治41年神山村の一部である中万、上蛸路、下蛸路、八太を編入、昭和30年の市制施行に伴い松阪市に編入し現在に至っています。

1.2 協議会設立及び計画書策定の趣旨

『射和地区まちづくり協議会』設立から8年が経過しました。

発足当初は、具体的に何に取り組むのかも手探りの状態でありましたが、当面これまで地域内の各種団体や組織が独自に取り組んできた行事、活動をまちづくり協議会の活動として引き継ぎ進めていくことで、射和地区の活動中心団体とすることに努めてきました。

『射和地区まちづくり協議会』は今後の中長期的な視点から、しっかりとした地域の将来ビジョンや地域課題を共有し、まちづくりの基本方向を表していくために『まちづくり計画書』を策定し早5年が経過致しました。

5年経過した現在、協議会の各部会が各種行事・活動の中心的な役割を果たしつつあり、まちづくり協議会は徐々に地域に定着してきたと考えます。

2014年射和地区全世帯を対象に、射和地区に住んで、「良いと思うところ」、「良くないと思うところ」また、より魅力的な射和地区にしていくために、どんな活動をしたら良いか等についてアンケート調査を実施しました。

このアンケート結果に基づいて、私たちの住んでいる射和地区の地理的な特徴や、自然産業、歴史、文化、人材などの地域資源や地域にある課題を整理し、みんなで地域をどうしたら良いかを考え、課題の解決方法や将来像を実現する方法として「地域計画書」をまとめたものですが、5年が経過し取り巻く環境の変化や実態にそぐわない内容を見直し今後の活動の指針としていきたいと考えています。

第2章 射和地区の概要

2.1 松阪市における射和地区の現況



令和元年11月1日現在

		三重県	松阪市	射和地区	占有率(松阪市比)
人口	男	869,266	78,956	1,624	2.06%
	女	910,703	84,685	1,819	2.15%
	合計	1,779,969	163,641	3,443	2.10%
世帯数		745,634	73,841	1,502	2.03%
人員/世帯		2.39	2.22	2.29	+0.07人
平均年齢		47.7歳	47.4歳	48.5歳	+1.1歳

2.2 アンケート結果による射和地区住民の意識

射和地区のまちづくり計画策定に向け、町民の思いを把握するため、全世帯(1175世帯)を対象にアンケートを実施しました。

射和地区の『良いところ』として、山や川、田園地帯のある自然の豊かさ、人間関係の良さや生活のしやすさが挙げられた。また、歴史や伝統文化、祭りなどの継承に関心が寄せられました。

一方、『良くないところ』として、交通の利便性や医療・福祉施設が不十分であり、防犯防災に対する体制作り、子育て・教育環境の充実を望む声がありました。

第3章 射和地区を取り巻く現状と課題

3.1 自然

射和地区の良いところとして、約3割の住民が『自然の豊かさに恵まれている』との回答を寄せられました。

山や川の自然に恵まれてはいるものの、近年山林の荒廃や田畑の耕作放棄地が目立つ様になってきました。

3.2 歴史・文化

近隣の丹生で採掘された丹砂(水銀鉱石)を加工して造る軽粉(俗に伊勢白粉)や木綿を扱う射和商人は、江戸時代初期から江戸や京都・大坂に松阪木綿の店を出して成功をおさめました。これが松阪商人の先駆けです。

射和商人が邸宅とした豪商の町並みは現在も面影を残しています。

また、往時の最盛期の祭りも今に伝えられています。

これら、各町内に現存する文化遺産や景観、祭りをいかに後世に伝承していくかが今後の課題となります。

3.3 産業

近年大型店舗の増加や、通信販売の利用などで小規模小売店が姿を消し地区外や郊外へ買い物に行く事が多くなりました。

また、後継者不足・労働力の不足から商工業の存続、若年層の農業の担い手が少なくなってきました。

3.4 交通

公共の交通機関が路線バスのみであり、また便数が少なく、生活するうえでは不便で車に頼らざるを得ない状況です。

車に乗れない人や高齢者、子供の通学等の移動手段が制約され不便な生活を強いられています。

3.5 子育て・教育

小学校・幼稚園は有るが、学童保育・図書館等の施設が近くになく、教育環境が整っていないと共に、公園等子どもが安心して外で遊べる所がありません。

3.6 福祉

少子高齢化、核家族化が進み、65歳以上の独居世帯が増加していますが、それら高齢者や独り住まいの人を見守る体制が不十分です。

老人が集える場所や、何時でも気軽に利用できるスポーツ施設等の環境が整っていません。

3.7 安心安全

地震や集中豪雨・土砂崩れ・河川の氾濫等、大規模災害に対する防災体制や共助体制が整っていません。

また、それらが発生した際の避難先も十分整っていません。

防犯については防犯灯の増設や各家庭に於ける防犯意識の向上、子供たちの見守り、また今後増えるであろう空家の防犯・防災対策等が必要です。

第4章 まちづくりのあり方

4.1 まちづくりの目標

伝統文化と自然環境に恵まれた町『いざわ』

わたしたちのまち、『射和地区』は山や川、田園風景等四季の移ろいを肌で感じ取れる自然豊かな環境を先人たちから受け継いでまいりました。また古くからのたたずまいや伝統文化が継承されている地域でも有ります。これら自然環境や伝統文化、人とのつながりを大切にしたい温もりあるまちを次の世代に引き継いでいくことが私たちの大切な役割です。

自然環境に恵まれ伝統文化のあるまちに、笑顔があふれ子どもからお年寄まで、安心して生き生きと元気に暮らせるまちを目指し、私達は住民の力でその良さを次の世代に引き継いでいきたいと思ひます。

そのもととなるまちづくりの思ひを5つの柱でまとめました。



4.2 まちづくりを支える5本の柱

自然環境にやさしい町

ふるさとの美しい山や川、田園風景を残し、恵まれた自然環境により情緒の豊かさを育みます。

また、地産地消の推進で地域農産品、地域の商工業の利用を図ります。

笑顔あふれる町

笑顔であいさつの出来る人・まちを目指した取り組みや、声掛け運動により向こう三軒両隣(遠くの親戚より近くの他人)が助け合える取り組みを進めます。

子どもたちや高齢者、障害者の方たちへの思ひやり、いじめ・虐待の無い全ての人が暮らしやすいまちを創ります。

安心安全の町

子どもたちも親・地域住民も共に育つ環境作りや、危険個所の点検整備と各家庭に於ける防犯意識の向上や、空家の防犯・防災対策を実施します。

災害に強い町

地震や集中豪雨・土砂崩れ・河川の氾濫等、大規模災害に対する防災体制共助体制の整備と防災意識の向上を計ります。

それらが発生した際の避難、誘導先の明確化と誘導路の整備、確保をします。

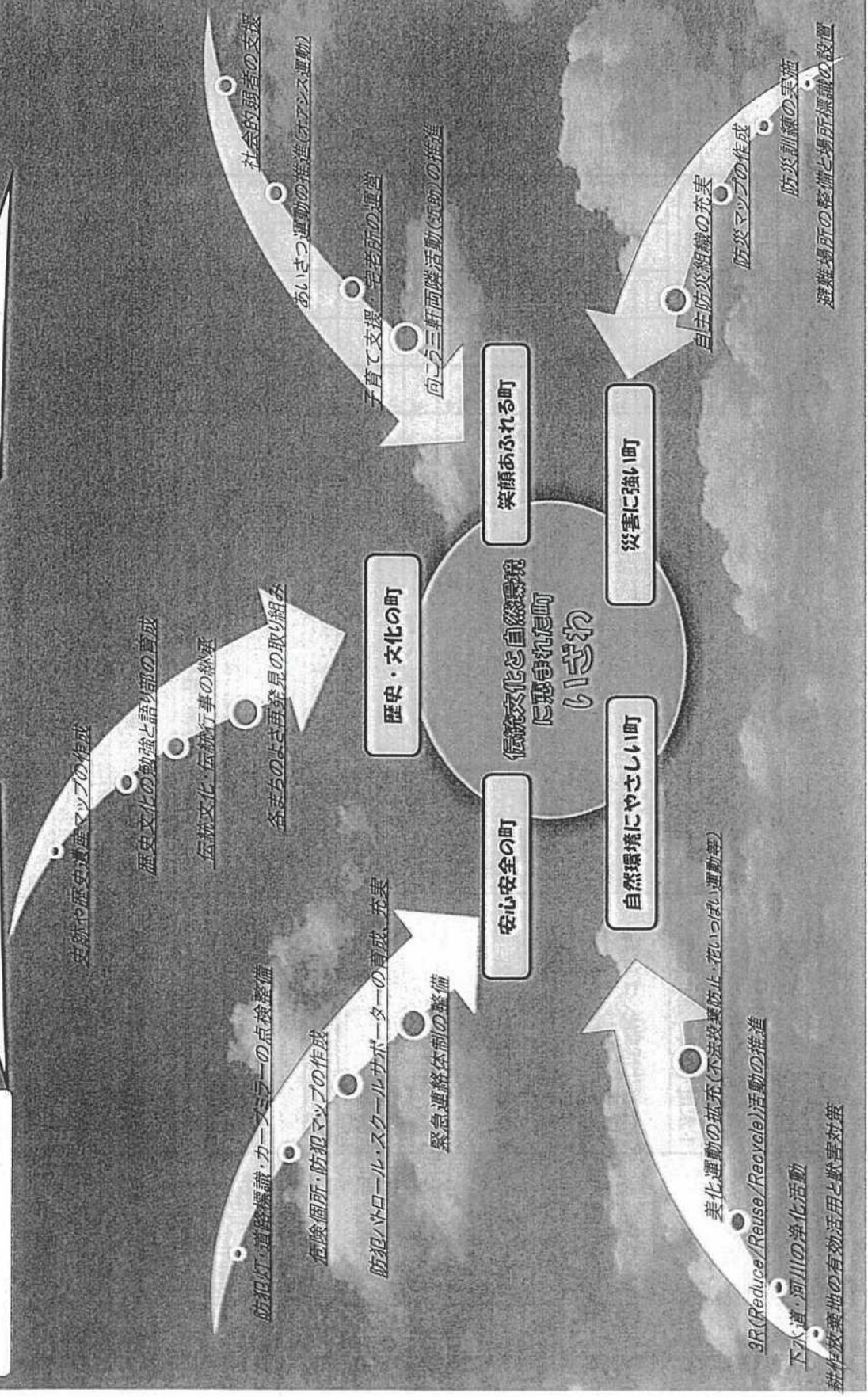
歴史文化の町

先人よりの文化遺産・景観・祭り等を次世代に継承するための、まちの再発見や知識の向上、語り部の育成、人との触れ合いの場づくり等の取り組みを進めます。

第4章 まちづくりのあり方

4.3 射和地区まちづくりの将来像

こんなまちになったらいい !!



第5章 施策実施の具体的計画案(その1)

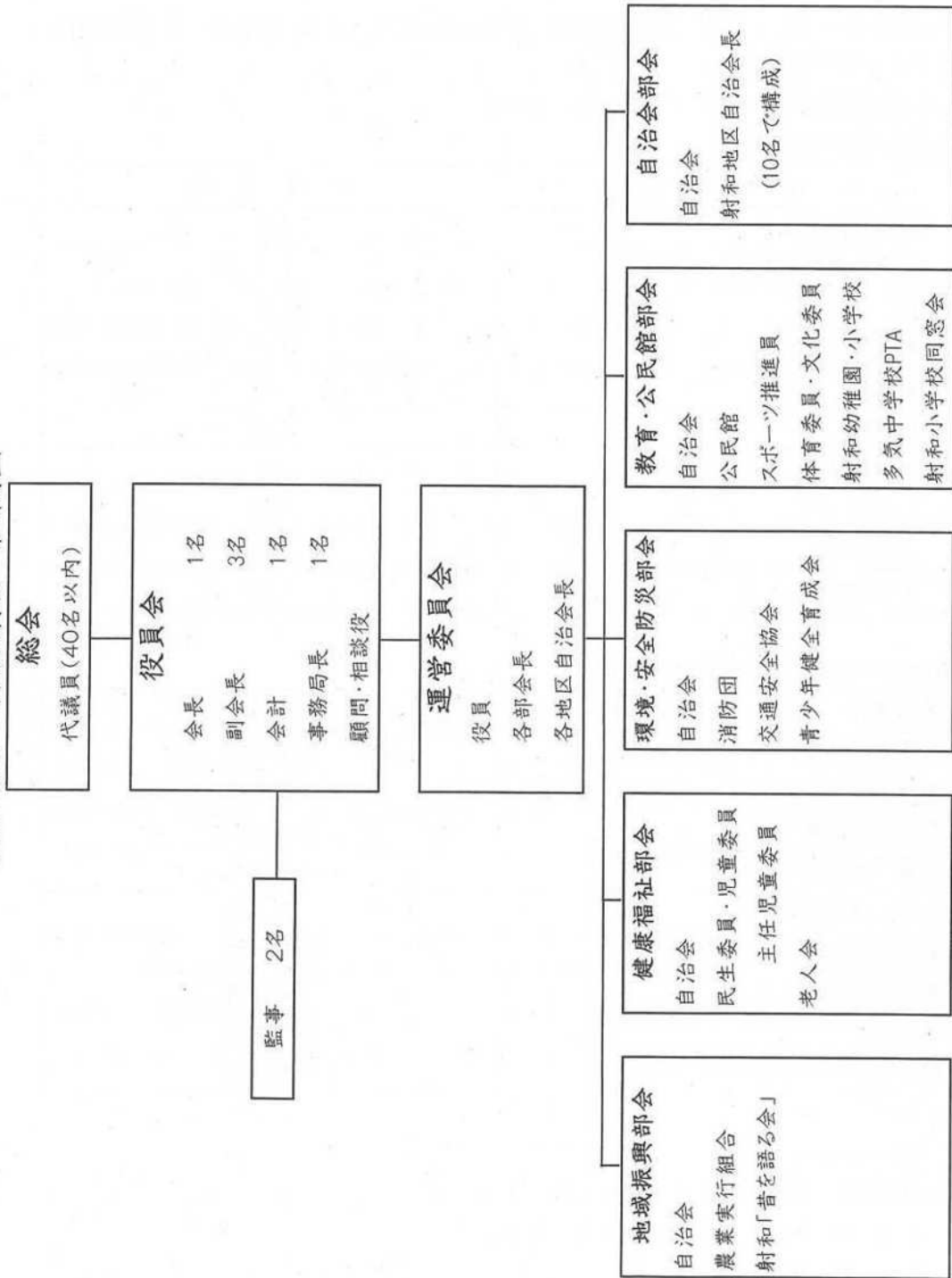
重点テーマ	方針・狙い	取り組みの骨子	実施内容・方法	スケジュール(5か年)						実施主体 (まち協部会、行政機関)
				R2	R3	R4	R5	R6		
環境まちづくり自然にやさしい	次世代を担う人々へ豊かな自然環境を継承する	出前講座の実施	3R活動やエコライフ推進等	検討	調査				地域振興、行政	
		下水道・河川の浄化活動	河川流域への情報活動と定期清掃の実施		調査	美化活動			環境・安全防災、行政	
		省資源化活動と、ゴミ処理の適正化	分別管理の徹底・3R (Reduce/Reuse/Recycle)活動推進 生ごみの堆肥化の推進(コンポストの有効利用等)						地域振興、行政	
		耕作放棄地の有効活用	不法投棄の根絶	調査	看板設置				環境・安全防災	
		獣害対策活動	市民農園や花の植栽等、景観保全の活動	検討	調査				地域振興	
歴史文化の継承	身近な歴史文化に触れ次世代に伝統文化や行事を語り継ぎ継承する	獣害対策活動	獣害対策用ネットの設置・保全や獣害対策勉強会の実施 「狼どこネット」の情報共有による地域間連携体制の構築	調査		継続取組中			地域振興・行政	
		歴史文化の発掘	各地区の歴史文化の掘り起し						教育文化	
		歴史文化を後世に伝える	地元の歴史文化の勉強会 歴史文化を語る会等との交流や継承活動 史跡や歴史遺産マップの作成						教育文化	
地元産業の振興	地元の農産物の消費や地元商工業の活性化を図る	まつり等を後世に伝える	住民参加型イベントの提案と実施による世代間交流						教育文化	
		農産物・商工業の地産地消	地元商工業の実態調査による人財バンク登録と活用 農産品直売所やフリーマーケットの開設 農業塾等、農産物栽培ノウハウの交流会・講座	調査	登載				地域振興	
交通の利便性	車に乗れない人や高齢者・子供の通学等、移動手段の確保	公共交通機関利用のPR	既設交通機関の存続・継続運航への活動	検討	試行				健康福祉、地域振興、行政	
		買い物難民への救済助成	スーパーとのタイアップによる移動販売車の試行 買い物巡回バスの運行	調査	調査				健康福祉、地域振興、行政	
		マイカーの乗り合い化	近所への声掛けによる買物・通院等の乗り合い 自前交通手段の無い方々への住民間の支援をサポート	検討	試行				健康福祉、地域振興	

3Rとは=Reduce(発生抑制):ゴミも資源も元から減らす / Reuse(再利用):繰り返し使う / Recycle(再生利用):資源として再び利用する

第5章 施策実施の具体的計画案(その2)

重点テーマ	方針・狙い	取り組みの骨子	実施内容・方法	スケジュール(5か年)						実施主体 (まち協部会、行政機関)		
				R2	R3	R4	R5	R6				
教育育環境	<p>地域の子供の育ちを大切に、子育て中の親をサポートす</p> <p>心身ともに健康で子供からお年寄りまで世代を超えたふれあいと支えあうまちを目指す</p>	大人・子どもが笑顔であいさす	『オアシス運動』の実施	→	→	→	→	→	→	教育文化		
		行事・遊び等の伝承	昔の遊びを通じて大人と子供の交流を図る	→	→	→	→	→	→	→	教育文化	
		子育て支援	子育て中の親子を対象としたサロンの立ち上げ	→	→	→	→	→	→	→	健康福祉、行政	
		地域指導者の育成	地域スポーツ活動等の推進	→	→	→	→	→	→	→	教育文化	
		福祉の充実・健康増進	世代間を越えた住民が集える場づくり	お年寄りが集い楽しく過ごせる場づくりをする	→	→	→	→	→	→	→	健康福祉、行政
			お年寄りの見守り	お年寄りと子供たちのふれあい	→	→	→	→	→	→	→	健康福祉、行政
				ふれあい配食サービス・ふれあい訪問の充実	→	→	→	→	→	→	→	健康福祉
			健康増進・社会的弱者の支援	困りごと等、話相手や見守りサポート体制づくり	→	→	→	→	→	→	→	健康福祉
				向こう三軒両隣(独居老人の生活感等)の見守り習慣醸成	→	→	→	→	→	→	→	健康福祉、行政
				健康体操・認知症予防等の活動・支援とネットワーク構築	→	→	→	→	→	→	→	健康福祉、行政
市民体育祭への積極参加の取り組み	→	→		→	→	→	→	→	教育文化、地域振興			
安全・安心のまち	<p>子供からお年寄りまで安心して生き生きと元気に暮らせる町を目指す</p>	健康増進・社会的弱者の支援	親子ラジオ体操の推進による健康増進活動	→	→	→	→	→	→	健康福祉		
		自主防災体制の確立	フルマラソンのサポートと市民ランナーの底辺拡大	→	→	→	→	→	→	→	地域振興、健康福祉、行政	
			防災訓練(救命、救急講習含む)・HUG講習の実施	→	→	→	→	→	→	→	環境・安全防災、行政	
		交通安全対策	避難所の整備と場所の周知徹底・備蓄品の管理	→	→	→	→	→	→	→	環境・安全防災、行政	
			緊急連絡体制の整備(安否確認、家族連絡、既往症etc)	→	→	→	→	→	→	→	環境・安全防災、健康福祉、行政	
			防災・危険箇所マップの作成	→	→	→	→	→	→	→	環境・安全防災、教育文化	
			重機等、資機材や自家井戸水の利用許可締結	→	→	→	→	→	→	→	環境・安全防災	
		防犯活動の充実	危険個所のマップ作成と危険な道路へのシール貼付け	→	→	→	→	→	→	→	環境・安全防災	
			カーブミラーの増設や道路標識の見直し	→	→	→	→	→	→	→	環境・安全防災、行政	
			「とまと一ず」等による交通安全講座の実施	→	→	→	→	→	→	→	環境・安全防災、教育文化	
防犯マップの作成	→		→	→	→	→	→	→	環境・安全防災			
防犯灯の増設	→		→	→	→	→	→	→	環境・安全防災			
防犯パトロールの実施(車庫付けシールの活用)	→		→	→	→	→	→	→	環境・安全防災			
登下校時の児童の見守り	空家のパトロール	→	→	→	→	→	→	→	環境・安全防災			
	スクールサポーターの充実	→	→	→	→	→	→	→	環境・安全防災			
		住民による登下校時の声掛け運動の推進	→	→	→	→	→	→	環境・安全防災、教育文化			
		緊急時の子供避難家庭(こども110番のおうち)の登録	→	→	→	→	→	→	環境・安全防災、教育文化			

射和まちづくり協議会 組織図



*部会は、射和地区で活動する各種団体等及び構成員より選出された者で構成する。

射和まちづくり協議会代議員選出細則

1. 射和まちづくり協議会総会に係る代議員の選出については、自治会と自治会以外に区分し、選出する。
2. 代議員数については、以下の通り定める。

自治会選出代議員数

自治会名	代議員数
御麻生菌町上区	2名
御麻生菌町本郷	2名
庄 町	2名
阿波曾町	2名
射和町	3名
中万町	3名
中万団地	2名
八太町	2名
上蛸路町	2名
下蛸路町	2名

自治会以外の構成員選出代議員数

民生委員	2名以内
交通安全協会	2名以内
消防団	2名以内
農業実行組合	2名以内
射和「昔を語る会」	2名以内
射和幼稚園PTA	2名以内
射和小学校PTA	2名以内
多気中学校PTA	2名以内
老人会	1名以内
射和小学校同窓会	1名以内

附 則

(施行期日)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

平成28年5月27日一部改正

令和3年度 射和まちづくり協議会 代議員名簿 資料